

# 令和3年度 群馬県立尾瀬高等学校 部活動方針

令和3年4月

## 1 部活動の目的

学校教育の一環として、生徒の自主性、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び自然環境に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力しあって友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本校設置の部活動

#### 【運動部】

野 球      スキー      ソフトテニス      バスケットボール (男子)  
弓 道      サッカー      バレーボール (女子)      卓 球 (女子)

#### 【文化部】

吹奏楽      理 科      文 芸      茶 道      商業研究

#### 【クラブ等】

家庭クラブ      J R C

### (2) 活動日および活動時間について

#### ①活動時間

- ・平日は2時間程度とする。
- ・学校の休業日では、3時間程度とする。
- ・公式試合や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

\*合宿やコンクール、発表前（特に理科部など）に、やむを得ず活動時間が長くなる場合は、保護者（ステイ先も含む）の承諾を得たうえで実施する。

#### ②週あたりの休養日の設定

- ・週1日以上以上の休養日を設定する。
- \*大会参加により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

#### ③長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。特にハートフル生徒の部活動については、ステイ先との連絡を密にさせるなど配慮をする。

#### ④朝練習について

- ・練習の必要性と目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等に配慮して実施する。

#### ⑤その他

- ・各部ともに年間スケジュールを作成し、シーズンオフにあたる期間に土・日の休

業日を設定していく。

・定期考査前は、学習時間の確保を行う。

(3) 安全対策について

①事故等の未然防止のため、事前の環境整備・安全点検を心がける。

②生徒の健康状態を常に把握し、指導に当たる。

③事故等発生時の初期対応を確認しておく。(緊急対応マニュアル)

\* A E D の設置場所 体育館入り口左側

(4) 経費について

①活動に当たる経費は生徒会からの補助と、教育振興費規定のとおりとする。

②各部において部費を徴収する場合は、保護者の理解を得たうえで金額を決定し徴収する。

③帳簿を作成し、年度末に会計報告を行う。監査は教頭及び保護者代表が行うこととする。

### 3 その他

(1) 外部指導者について

①専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の負担軽減のため外部指導者を活用する場合は、校長の了解のもと活用する。

②活用する場合は、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にしたうえで、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 活動計画について

①各部ごとに年間計画を作成し、部集会等で生徒に示す。また、その後の計画については(月間計画等)、その都度生徒や保護者に提示するものとする。

②年度当初の計画については生徒会で集約し、管理職に提出する。

(3) 部活動検討委員会について

①適切に部活動を実施するために、学校職員、保護者、地域関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。

②設置までの間は、学校評議委員会において本校部活動の取組状況を報告し、指導助言をいただくものとする。

(4) 体罰等の、許されない指導の未然防止

学校体育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴るなどはもちろん、懲戒としての体罰が禁じられていることは当然である。指導に当たっては、生徒の人格を尊重し、高圧的な態度や発言をしてはならない。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に関して

群馬県教育委員会健康体育科からの指示等を受け、校内で定めた注意事項に照らし合わせて活動するものとする。